

有料老人ホーム等における事故発生時の報告について

1 対象

有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅含む）、軽費老人ホーム、養護老人ホーム（以下、「有料老人ホーム等」という。）の事業者

2 基本事項

有料老人ホーム等における事故の発生又はその再発を防止するため、有料老人ホーム等の事業者は、必要な措置を講じ、有料老人ホーム等において事故が発生した場合にあっては、次の措置を講じること。

- (1) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに一宮市及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録すること。
- (3) 入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、入居者に対しての損害賠償を速やかに行うものとする。

3 報告の方法

事故等（死亡事故、虐待、財産侵害、火災、食中毒、感染症など）が発生した時、事業者は次のとおり、市へ報告すること。

- (1) 事業者は事故が発生した場合、速やかに市へ電話で連絡（第一報）。
- (2) 事業者は、その後の経過について、順次、市へ報告。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで事故等について、「事故等報告書」（ページ ID: 1038651）に整理し、市へ持参、郵送又は電子メールにて報告。
 - ※ その後の経過の報告は任意の様式で可。
 - ※ 報告には個人情報も含まれるため、取り扱いに十分注意すること。

4 その他

提出された事故等報告書については、市から関係機関（厚生労働省老健局高齢者支援課等）への報告に使用します。